

県内全市で実施している  
市民による相互扶助の制度です

# 市民交通災害共済

令和8年度  
会員受付中

年間1人



見舞金等は  
最高100万円

自転車の交通事故も  
対象となります

# 500円

会費が安い

## ワンコインで 家族を守る

共済期間

令和8年4月1日から  
令和9年3月31日まで

令和6年度会員は339,566名の方が加入し、  
共済見舞金等を1,142名の方にお支払いしております。  
詳しくはHPをご覧ください。

<http://www.fksm.jp/kotu/> または

福島県市民交通災害共済

検索

福島県自転車条例で加入義務化された自転車損害賠償保険ではありません。

### 白河市役所

本庁生活防災課及び各庁舎地域振興課

●本庁/☎0248-28-5510 ●表郷庁舎/☎0248-32-2111 ●大信庁舎/☎0248-46-2111 ●東庁舎/☎0248-34-2111